

令和 6 年 9 月 臨時教育委員会

日 時 令和 6 年 9 月 4 日（水） 9 時 3 0 分～

場 所 市役所 1 1 階 会議室 1

出席者

（教育委員）

陣内教育長、松野教育長職務代理者 古賀委員 中村委員 西沢委員

（事務局）

大藤教育総務部長 溝口総務課長 富野学校教育部長 鳩山学校教育部次長兼学校教育課長 木下学校教育部次長 峰松総務課長補佐兼庶務係長

欠席者 なし

傍聴者 なし

内 容

（1）議 題

① 佐世保市立小・中学校及び義務教育学校校則等と今後の学校教育の在り方に関するガイドラインの件（学校教育課）

（2）協議事項

なし

（3）報告事項

なし

（１）佐世保市立小・中学校及び義務教育学校校則等と今後の学校教育の在り方に関するガイドラインの件

【鳩山学校教育部次長兼学校教育課長】

議題資料 P 1 ～ P 1 4 により説明

【陣内教育長】

ありがとうございました。ご審議のほどよろしくお願いします。

【古賀委員】

資料P9の(1)小学校の取組み例の中に「児童会が主体となって」とありますが、小学校に児童会もしくは、それに代わるものが各学校にあるということでしょうか？

【鳩山学校教育部次長兼学校教育課長】

昔、私どもが小学生のころには、児童会長、児童会役員みたいな位置づけで、中学校で言われる生徒会のようなものが存在していた学校もあったようですが、現在はほぼそういった会はありません。しかし、委員会活動という取組みはあっておりまして、その総称がいわゆる児童会活動となっております。

今回の資料の一番の趣旨としましては、学校の決まりだから守らなければならないといった、すべてを受け身に考えるような書き方ではなく、自分たちの力で何かを作り上げたり、問題を解決したり、その問題と向き合って、参画することによって成功体験を味わわせたいという願いがございます。これは全国的に校則の見直しに関して、目指すべき例示があり、ご指摘のように学校がよりスムーズにいくような記載まで丁寧に書くことも必要かもしれませんが、この程度にとどめて、ある程度学校の裁量に任せたいと思っております。そして、もし課題が残るような場合、詳しい資料が必要という判断がある場合は、追加の資料を提供していきたいと思っております。

【西沢委員】

取組み例があったり、わかりやすくまとめてあって、こういうふうにやっていったらいいですよというのが明確化されていて、すごく読みやすいなと思って読んでおりました。

これを学校に渡した後、その意図は理解しつつも、学校によっては動き出しに差があると思われる。そのあたりの進捗管理はどうお考えでしょうか。例えば、学校訪問の際に一度チェックをどこかで入れたりなど、何か具体的な案などおありでしょうか。

【鳩山学校教育部次長兼学校教育課長】

ご指摘、ありがとうございます。

まず、このガイドラインにつきましては、紙媒体を学校に送付して終わりというような扱いはしないようにしたいと思っております。定期的に、校長が集まる研修会ですとか、丁寧に説明をさせていただきたいと思っております。中でも、ご指摘の取組み方につきましては、P7のスケジュールにて令和6年度から8年度までのすべての過程において、学校ホームページで公表しているかなどの確認をしたいと思っております。

【西沢委員】

これってすごくいい機会だと思っていて、特に子供たちが自分たちでこうやっていきたいとか、もっと学校が楽しくなると思う発言をすることによって、先ほどもお話に出てきた成功体験が生まれるいいきっかけになると思います。こういう活動を通して成功体験が生まれた結果、子供たちがどういうふうになりましたという長期的に見た子供たちの変化を確認できる視点を

教育委員会側で持っておくといいいのかなと思いました。学校訪問の際などに、校長先生に学校の特徴などをヒアリングして、子供たちのこういうところが課題ですというところも詳しく聞いていけたらいいのかなとも思いました。

【鳩山学校教育部次長兼学校教育課長】

大変貴重なご意見をいただいたと思っております。いただきましたご意見で、取り組みそうなことについては検討させていただきたいと思っております。

また、本市独自で行っておりますアイチェックというのがございます。全国学力学習状況調査の児童生徒質問紙もあり、そのような中で本市のKPIにあります自己肯定感や学びに向かう力の追跡調査は行っていく予定です。校則の改善に参画できた経験など、新しい時代に求められる学校教育の実現に向け、何らか成果として現れるような取組みにわれわれとしても関わっていけたらと思います。

【陣内教育長】

今までの教育委員お二人の意見を聞いておまして、まず1点目のP9生徒会児童会の点ですが、概念が少しずれているのではないかと気になりました。

これを読むと普通は生徒会長、副会長とその書記で構成されるものが生徒会となります。この生徒会というのは全校生徒で組織されています。児童会もそうです。児童会も全生徒で組織されます。その発達段階の違いによって中学校は自主的な色が強くなるから生徒会役員がいます。小学校は、そういった発達段階でないから、運営委員会が中学校でいう生徒会の実行役となります。ここではその使い分けができていないんじゃないかと思います。小学校の児童会が主体とありますけど、運営委員会のことだと思います。

事務局でこの辺をもう1度読み直して、言葉の使い方を精査してみてください。おっしゃる通りだと思いますが、やはり誤解を生む表現です。

それから西沢委員からあった進捗管理ですが、アクションとして実務の進捗管理、成果としての進捗改善の2つの視点があると思います。これについては事務局で今後バージョンアップしていくと思いますが、ニーズなどいろいろ変わっていけば複数のテーマでやっていかなければならないと思いますので、その改善のための指標としても活用できるかと思います。

【中村委員】

全体的に分かりやすくまとまっていて、生徒もこういうふうにとったら自分たちが決められるということで、非常によい効果が生まれるんじゃないかなと期待しています。その中で、P13の一番下の書き方はわかりやすいのですが、2番目からだんだん分かりにくくなっていて、レジリエンスという言葉ですね。何となくしかわからなかったのを調べましたら、回復力、復元力、耐久力とありました。レジリエンスという言い方は一般的じゃないと思いますので、何か分かりやすい書き方がいいのかなと感じました。

【陣内教育長】

確認させてください。

P 1 2にあるエージェンシーという言葉は、答申で学校教育審議会が示された言葉ですね。一方、P 1 3のレジリエンスがどこから示されているのでしょうか。事務局案ということでしょうか。

【中村委員】

いい言葉だと思いますが、分かりにくいと思う方もいらっしゃるかと思います。エージェンシーも同じで、これは注釈があるので分かると思いますが、注釈を読まないと分からない言葉を使うことが、伝えていくことに対していいのかなとも思います。これが一般的な言葉で、旗印みたいに力を入れて浸透させていくのだったらと思うのですが、何気なく出てきたら、そこがブレーキになるんじゃないかなという気がいたします。

【鳩山学校教育部次長兼学校教育課長】

レジリエンスというのは、もともとは心理学の言葉だろうと思いますが、社会をしなやかに生きていく、変化に対応しながら生きていくという意味合いではないかと思われます。

【陣内教育長】

このレジリエンスという言葉、私達5人がこれからいろんなところで使っていくんだ、これを指針にするんだという覚悟があれば使っていくということでもいいと思うのですが、それよりも、今、私達が覚悟を持って意思決定している言葉であるウェルビーイングでもいいのかもしれない。

【富野学校教育部長】

ご指摘の通り、分かりにくい言葉ではありますので、この表にある自己肯定感、レジリエンスよりも、ウェルビーイングをもう少し浸透させるように下の段に項目を入れさせていただくような案に修正させていただく方向でご検討いただければと思います。

【陣内教育長】

今私たちは、ちょうど1年前に市長と総合教育会議で、佐世保の教育をどうしようかということ真剣に考え、今の時代を生きていく子供たちにウェルビーイングを育みましようと思いました。その上でウェルビーイング向上のための1要素として、今後これを浸透させて、旗印としたという扱いでいいかなと思います。

【松野教育長職務代理者】

これをやることはいい機会だと思います。各学校のやり方によってはかなり差が出てくるんじゃないかなとは考えられますので、P 1にもありますが、ガイドラインを配布することで管理職をはじめ教職員の校則に対する意識改革につなげる部分が一番大事なのかなと思います。

そういった点では実際には校長会だと思いますが、これを見ながら検討して、最終的には校長が決めるという形になってきますので、先ほどの進捗状況の管理は、結構難しいのかなと感じています。

そこで言うと、P10の「見直し内容の決定」のところには（校長）という言葉は入りますか。各学校で見直していく時は、各学校の中で行って、最終的に見直しの決定というところに（校長）が入るのではないかなと思いました。

【鳩山学校教育部次長兼学校教育課長】

校長という言葉を入れるかどうかということにつきましては、ご審議をいただいて必要であれば載せようと思います。P4の1番になりますが、校則等の意義のところに、「最終的には校長により制定されるもの」という文言は付けさせていただいています。先ほども、申し上げたんですが、ある程度のことを示しながら、がんじがらめにするのはよろしくないのかなという思いもありまして、一定、学校に作業として、判断を任せたいという思いもございます。そのような中で、意識改革を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

【陣内教育長】

P10の見直し内容決定のところに校長がというところですけど、おそらく事務局では、ここにあることはすべて校長の権限なので、ここだけということではないので、入れていないんだろうと思います。組織としては校内体制作りも校長の権限ですし、見直しを図るための周知をするのも校長の権限です。ただ、職務代理がご心配になったのは、その当たり前のことがないがしろにされるんじゃないのか。誤解されないかなと危惧されたんじゃないかなと思います。だから課長がおっしゃったように、これは校長が作るものという前提となるところが共通理解できていることが大事です。そこを強く書いたらいいかもしれないですね。校則はそもそも校長の責任です。

ガイドラインを私が学校教育審議会にあげた理由が3つありまして、1つは生徒指導です。生徒指導の観点で、時代とともに変わっていかなければならないというのが1つです。それから2つ目は、校則を子供たちにとって教材にできないかということでした。校則は今までは決まっているので守りなさいという必要最小限のルールであって、大人になったら困るから守れるような人になりなさいという前提です。これを今回は教材にできないかと考えました。校則を使って子供たちに新しい力を身につけさせられ、課題をどう感じ、課題解決のために自分がみんなにどう共感してもらうかという教材にできないかなと思いました。それから3つ目が保護者です。例えば、こんな決まりを作ります。こちらは甘いと言うし、あちらでは厳しすぎる、もっと自由にさせなさいというのがあります。保護者の代表や学校関係、精神科の先生など多方面の方に入っていただき、いろいろな意見を踏まえて1つのガイドラインを作ることで、ある意味、学校を守る意思決定というのを考えて今回ガイドラインを作ったんです。ただ、特別活動や生徒指導を含めた特別活動の考え方自体が、今回の学習指導要領改訂で大きく変わりました。今までは望ましいことをしっかりと教え、しっかりと守らせていきましょう、最適な決まりが先にあって、これを守れる社会を作っていきたいというのが、これまでの特別活

動だったんです。この中で各学校にもガイドラインとして決まりきったものをしていくことが本来の趣旨からいくと少しそぐわなくなった。そのせめぎ合いの中で、必要最小限の形だから例という形で出してるんですね。こうしてくださいじゃなくて1つの例として、これを各学校で参酌していただきたい。その中で先生たちも教育から変えていただきたいし、子供たちにも教材として力をつけていただきたい。

ただ、職務代理がすごく心配されていた落とし方はしっかりと伝えていただければと思います。ガイドラインを学校に連絡でなくて指示するときに、時間を設けて、部長や課長などからしっかりと趣旨を添えて話をしていきながら、加えて、教育センターや青少年教育センターを含めて生徒指導の研修講座なども持っていますので、その中で趣旨をしっかりと伝えていくように考えています。これを出して終わりじゃなくてですね。

皆さんのご意見を聞かせていただいて、今回もいい会議となりました。ありがとうございます。

それでは議決させていただいてよろしいでしょうか。

【全教育委員】

はい

- - - 了 - - -